

掲 示

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 8年 9月 8日

鹿児島県知事 塩田 康一



- 1 保安林予定森林の所在場所
南九州市知覧町郡字安田16324番 1、16332番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

保安林予定森林告示附属明細書

- 1 保安林予定森林の所在場所
「告示と同じ」
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、1に掲げる森林のうち、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - ア 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。
ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては10分の3を乗じた材積とする。
 - イ 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

保安林指定箇所概要

所在場所			全面積 (ha)		要指定面積 (実測または 見込) (ha)
大字	字	地番	不動産 登記簿	実測または 見込	
(冠せず) 知覧町郡	安田	16324-1	0.1804	0.1804	0.1804
(冠せず) 知覧町郡	安田	16332	0.0159	0.0159	0.0159
合計		2 筆	0.1963	0.1963	0.1963